



2025 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 横 浜 丸 魚 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 小 島 雅 裕
(コード番号：8045 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員本社総務部長 大 和 周 治
(TEL. 045-459-2921)

中間配当制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 13 日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款の一部変更に関する議案を 2025 年 6 月 27 日開催予定の第 89 回定時株主総会にて付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、現在年 1 回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年 9 月 30 日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が 2025 年 6 月 27 日 開催予定の第 89 回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当（中間配当）ができるよう所要の変更を行うものであります。

②上記のほか、変更に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当) 第 45 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。 (新 設) (新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第 45 条 当会社の <u>期末配当の基準日</u> は、 <u>毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (中間配当) 第 46 条 当会社は、取締役会の決議により、 <u>毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
(剰余金の配当等の除斥期間) 第 46 条 当会社の剰余金の配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) 第 47 条 <u>配当財産が金銭である場合の除斥期間は、支払開始の日から満 3 年とする。それ以後は支払の義務を免れる。</u>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2025 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生予定日 2025 年 6 月 27 日 (予定)

以 上